

コニカミノルタの石龍工場、
主管税関：東莞税関より「誠信守法企業」に認定

2004年1月20日

コニカミノルタホールディングス株式会社
コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社

東莞税関（中国広東省）は企業の活動実態（通関法規遵守状況、納税実務状況、企業規模）について、過去三年を遡って評価し、上位約20社を「誠信守法企業」と認定しました。東莞税関区には、対象となる輸出入企業が約20,000社登録されていますが、Konica Minolta Business Technologies Manufacturing(HK)Ltd.（董事長：篠千秋 以下BMHK）の石龍工場はその中で8位にランクされました。

2000年に東莞税関による企業格付制度（AA～Eの6段階に分類）がスタートいたしました。BMHK石龍工場は、「A」ランク以上の取得を必達目標に掲げ、通関法規を前提にした生産活動の仕組みの再整備、情報収集・分析能力向上、工場内外への情宣活動等の具体策を通じて、通関業務精度の向上を狙った様々な改善を重ねてまいりました。その成果として今回、最高格付「AA」の中で最も上位に位置する「誠信守法企業」の認定に至りました。認定企業には今後、有形無形の優遇措置が期待でき、コニカミノルタグループの中核事業である情報機器の中国生産基盤がより強化されたものと認識しております。今後もこれに満足することなく、世界最高水準の生産拠点を実現すべく、鋭意努力を続けてまいります。

【認定までの経緯】

2000年1月：東莞税関による企業格付制度がスタート
2002年1月：「AA」ランク取得
2002年1月：「突出貢献賞」受賞
2003年11月：「誠信守法企業」に認定

【Konica Minolta Business Technologies Manufacturing(HK)Ltd.の概要】

所在地：中国 香港特別行政区

資本金：HK\$195,800,000

役員：董事長：篠千秋、副董事長：家氏信康、董事：鈴木誠一、董事：西本土郎（非常勤）

設立：2003年10月

人員規模：約135名（来料委託加工先従業員は除く）

事業内容：アナログ・デジタル複写機、レーザービームプリンタの製造卸売業

お問い合わせ先

コニカミノルタホールディングス株式会社 広報グループ TEL.03(6250)2100